

弘前市中心市街地活性化基本計画について

弘前市商工観光部商工労政課

1. はじめに

弘前市は、青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置する総面積 523.6 km²、人口約 19 万人の都市です。市内には、日本一の桜の名所である弘前公園をはじめ、藩政時代のたたずまいを残す寺院街や明治・大正期の洋風建築などの歴史的建造物も数多く有しています。また、「弘前さくらまつり」などの津軽の四季を活かしたまつりが催され、毎年多くの観光客が訪れる全国有数の観光都市でもあります。

当市の中心市街地は、1923 年（大正 12 年）に東北初のデパートである「角は宮川」が開店するなど、津軽地域の商業の中心として栄えた場でありました。しかし、昭和 60 年代頃から郊外への大型集客施設の立地が活発化し、中心市街地の活力の低下が深刻な問題となったことから、旧中心市街地活性化法に基づく基本計画を平成 12 年に策定し、中心市街地の賑わいの回復に取り組んできました。

旧基本計画での取り組みは一定の効果をもたらしたものの、

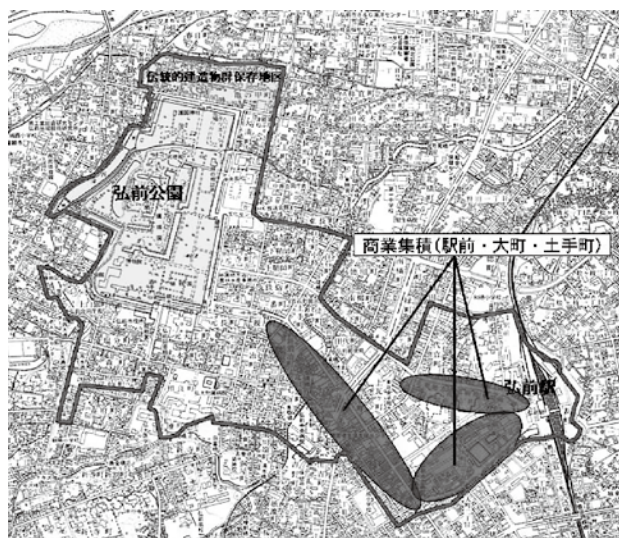
中心市街地の活力の低下にはなかなか歯止めがかからない状況であり、加えて、人口減少、超高齢化社会の到来や地方財政の悪化も進んできました。そのような社会状況の中で持続的なまちづくりを進めるために、当市では、それまでの取り組みの課題や新たな事業・市民活動などを踏まえ、「中心市街地活性化基本計画」を新たに策定することとしたものであり、平成 20 年 7 月 9 日に内閣総理大臣の認定を受けたところです。

2. 中心市街地の区域設定

当市の中心市街地は、昭和 54 年の駅前地区土地区画整理事業をはじめ、「シェイプアップマイタウン計画（昭和 61 年）」、「旧中心市街地活性化基本計画」のもとに、区画整理事業や街路事業、広場整備事業などのハード事業や、コミュニティー FM の設立、循環バスの運行などのソフト事業を計画的に進めてきました。新たな基本計画では、これらの活性化を支える既存ストックを活かしながら、当市の特徴である歴史的・文化的資源を活用した観光施策と一体となったまちづくりを進めていくという考えから、旧基本計画の区域に弘前公園や伝統的建造物群保存地区などを加えた、約 230 ha を中心市街地の区域として設定しております。

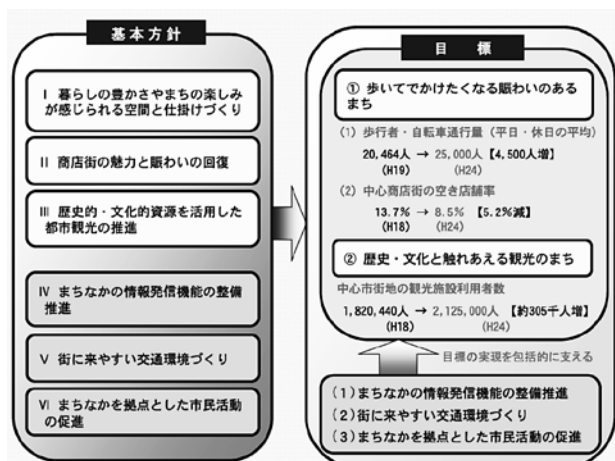
3. 中心市街地活性化の基本方針と目標

新たな基本計画では、「住人と商人と旅人がふれあう『まちなか』」を基本理念に、中心市街地活性化協議会を軸とした、市民・行政・商業者が一体となったまちづくりを推進することとし、多くの市民や観



区域図

光客が回遊できる活力のある中心市街地の形成をしていくこととしております。



中土手町商店街環境整備事業

(2) 津軽弘前屋台村整備・運営事業

商業施設の撤退により空き店舗となっていたビルの1階を改装し、飲食屋台と多目的ホールを併設した施設を整備したもので、平成20年9月にオープンしました。新たな中心市街地のシンボルとして、多目的ホールではパブリックビューイングが行われるなど賑わいをみせています。



津軽弘前屋台村整備・運営事業

4. 目標達成のための主な事業

当市では、中心市街地活性化の実現に資する取り組みとして、ハード・ソフト事業合わせて53事業が位置づけられています。以下に主な事業について紹介します。

(1) 中土手町商店街環境整備事業

「歴史ある城下町と近代的な街並みが融合する『レトロモダンなまち』」をコンセプトに、県事業である電線類地中化・歩道融雪整備事業と連携しながら、照明柱や街路灯、統一サイン設置事業を商店街が行うこととしています。本事業は、県と商店街のまちづくり委員会が一体となりデザイン設計を行うなど、官民協働による街並み整備が進められているものです。その他、商店街では、空き店舗活用による高齢者や家族連れをターゲットとした施設整備や緑化装飾事業などのソフト事業を実施することとしており、これらの相乗効果による賑わいのある商店街の創出が期待されています。

5. おわりに

当市は、今後、東北新幹線新青森駅開業や弘前城築城400年記念など、中心市街地活性化に結びつくイベントを控えています。このような機会を最大限に活かしながら、様々な主体と連携することにより中心市街地活性化の実現を目指していきたいと考えています。